

県民パワーを結集したコロナ禍における被災者支援

熊本県健康福祉部健康福祉政策課
観光戦略部観光振興課

1 はじめに

令和2年7月、熊本県では、3日夜半前からの県南部を中心にした線状降水帯の形成などにより、1日で7月約1か月分の降水量となるなど、記録的な豪雨に見舞われました。

この豪雨は、県内各地で河川の氾濫や土砂災害等を引き起こし、県南部を中心に、家屋の浸水や倒壊、公共土木施設、ライフラインに甚大な被害をもたらしました。

新型コロナウイルス感染症流行下での初めての大規模災害でしたが、熊本県では、県民パワーを結集した被災者支援を行いました。

2 コロナ禍でのボランティア募集

被災地において、ボランティアの協力は、復旧に欠かせない大きな力です。しかしながら、令和2年7月豪雨発生時は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、ボランティアの広域的な受入れに不安を感じる方々も多くいらっしゃったため、県内に範囲を限定してボランティアの募集を行いました。このため、ボランティアの不足が懸念されました。

3 県知事によるボランティア参加呼びかけ・県によるボランティアバスの運行

そこで、県知事自ら、記者会見や県ホームページで県民パワーの結集を呼びかけるとともに、新聞や大型ビジョン等を通じて、県民にボランティア参加への協力を依頼しました。

また、県主体としては初めてボランティアバスを運行し、直接県民パワーを被災地に届けました。

運行期間 令和2年7月17日～
10月2日

運行台数 延べ162台

輸送ボランティア数 延べ2,271人

ボランティアバスでは、通常、災害ボランティアセンターでの受付時に行う、オリエンテーション、保険加入の手続き、新型コロナウイルス感染防止チェックリストの記入等を車内で行い、センター業務の負担軽減とボランティアの実働時間の確保に寄与しました。

ボランティアセンターまでの道程で、被災により道幅が狭くなった道路を通行する場合は、狭い道も通れるワゴン車を運行し、災害ボランティアセンターでの受付後、そのまま活動現場に向かうといった対応も行いました。

被災地周辺には温泉地として知られる地

域もあり、災害ボランティアセンターによっては、温泉無料券の配付を行うところもありました。そのため、帰りのバスの行程に温泉施設を組み込むこともあり、ボランティアの方々から好評を得ました。

県によるボランティアバスの運行は、ボランティアの確保だけでなく、災害ボランティアセンター業務の負担軽減、交通渋滞の緩和などの効果も得られました。



ボランティアバス



ボランティア出発前の検温



被災家屋の泥出しをするボランティア

4 県内企業・団体によるボランティアへの参加

新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、県外からのボランティアを受け入れることができない中、被災地の早期復旧・復興を支援するため、「県民による被災地の復旧・復興支援事業」として、①県内企業・団体等の協力によるボランティアの安定確保に向けた「くまもとボランティア事務局」設置と、②県内のボランティア参加者による被災地域の経済復興を後押しする経済活動支援（「被災地復興応援券」の発行）という2本柱の取組みを行いました。

5 「くまもとボランティア事務局」の設置

コロナ禍におけるボランティアの確保とともに、水害時の土砂の撤去、泥かき、床板剥がしなど、復旧フェーズごとに求められるボランティアの専門性や人数のニーズが変動することから、単なるボランティアの確保に留まらず、被災地の作業計画に合わせた人員の配置を行う必要もありました。

一定数のボランティアを中長期的に確保して、被災地の早期復旧を後押しし、県内企業・団体等の協力によるボランティアの安定確保を目的として、県内企業・団体によるボランティアの事前登録を行い、ボランティアセンターとの調整・マッチングを行う「くまもとボランティア事務局（略称：「くまボラ事務局」）」を設置しました。

くまボラ事務局を設置し、企業や団体からのボランティア参加を募ったことで、土日だけでなく平日にも一定数のボランティアを確保することができました。また、ボ

7 被災した旅館・ホテルを修復し、避難所に活用

令和2年7月豪雨時、県内市町村では、避難所を最大で212か所開設し、2,512人が避難したため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、避難所の分散確保を図るとともに、避難者のうち特別の配慮を要する高齢者や障がい者等（以下「要配慮者」という。）の避難生活環境を改善する必要がありました。

その方法の一つとして、県では宿泊施設提供事業により旅館・ホテル（以下「宿泊施設」という。）を避難所として開設し、発災約1週間後から要配慮者の受け入れを順次開始しましたが、人吉市内の宿泊施設は、広範囲に及ぶ浸水被害により多数の宿泊施設が被災し、また、被災しなかった宿泊施設は、既に単身赴任者の社宅や工事関係者の宿泊等で利用されていたため、宿泊施設提供事業により提供した人吉市内の宿泊施設は2施設に留まり、依然として多くの被災者が一般避難所での避難生活を余儀なくされました。

県では、特に要配慮者の避難先を早期確保するため、被災した宿泊施設（復旧に時間を要する施設を除く。）のうち、要配慮者の受け入れに同意された4施設に対して、応急補修を実施し、市と協定締結のうえ避難所として活用することとしました。応急補修の内容は、避難生活に必要な設備（照明、電気、空調等）や防火設備、通路等の最低限の機能を確保するためのもので、2か月程度（工事期間：令和2年8月6日から令和2年9月29日まで）で全ての応急補修を完了しました。

その結果、令和2年10月1日から令和

3年1月25日までの間に、延べ2,289世帯4,356人の方々が避難所を利用されましたが、応急補修であるため要配慮者の特性に応じたバリアフリー化が難しかったことをはじめ、個室化に伴う高齢者等への見守り対応に苦慮するなど課題点もありました。しかし、避難所分散による新型コロナウイルス感染症の感染防止・感染の不安解消や子ども世帯が抱える集団生活への心労の軽減に繋げることができると、被災者の感染症対策やストレス緩和を図ることができた点は何よりの成果でありました。

被災した宿泊施設
(応急補修前)



(応急補修後)

